

## 「第2次山形県再犯防止推進計画（案）」に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和8年1月28日（水）～令和8年2月27日（金）
- 2 ご意見の数 14件（意見者数 1名）
- 3 提出された御意見の概要及び御意見に対する県の考え方

番号	ご意見等の概要	県の考え方
1	県内の再犯者率が2年連続全国一低くなったことを評価する。	引き続き、「地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、社会的に孤立することなく安心して暮らせる山形県の実現」に向けて、山形県再犯防止推進協議会を軸に市町村や関係者との連携を強化し、再犯防止の取組を総合的・計画的に推進してまいります。
2	刑法犯検挙者のうち高齢者数及び高齢者率が、全国と比較して高くなっているのは、山形県の高齢化率が高いことが理由か。	理由や背景が個別に異なるため、高齢化率との関係を一概に申し上げることはできませんが、刑法犯検挙総数に占める高齢者（65歳以上）の割合が全国と比較して高くなっているのは、令和7年も同様の傾向となります。 ※東北各県の状況と比較しても、山形県に特異な状況は認められません。
3	犯罪をした者等が再び過ちを犯さないようにするためには、犯罪をした者が地域に帰った時にその理解と支える体制を整える必要がある。	P40に「社会を明るくする運動」の取組を掲げていますが、犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深めていただくため、関係機関と連携し、毎年様々な広報活動を展開してまいります。
4	就労・住居の確保等の施策については、社会復帰した際の周りの方に対する情報共有が必要である。	刑務所出所者等を取り巻く現況を踏まえ、関係者・関係機関と連携しながら、社会復帰についての理解促進に、今後も取り組んでまいります。
5	住居の確保等の、矯正施設からの出所者等住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅には、県営住宅や市町村住宅の活用も含まれているのか。	「セーフティネット住宅」は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度であり、県や市町村が管理する公営住宅は含まれません。 なお、公営住宅は、所得月額等の入居基準に合えば、出所者等を含め、どなたでも入居が可能です。

6	<p>「一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会における関係機関と連携した取組」(P17)として、「住宅確保要配慮者居住支援法人」の業務が紹介されているが、今後、山形市以外の相談の展開も検討されているのか。</p>	<p>山形県地域包括支援センター等協議会では、令和6年3月に住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受け、同年4月から、兼務職2名の職員体制で、居住支援業務については山形市のみを対象として実施しています。令和8年以降については、東南村山区域に拡大できないか、職員体制も含めて現在検討中です。</p> <p>また、刑余者支援、再犯防止推進の観点から、住宅に関する一般的な相談は、県内どこからでも相談が可能です。ただし、山形市以外は、具体的な住まい探しなどの居住支援には対応できないため、その市町村を支援区域とする居住支援法人を紹介しています。</p>
7	<p>薬物等依存の問題を抱える者への支援等について、児童生徒への対応はどのように対応されているか。</p>	<p>児童生徒に係る薬物等依存の問題に関する講話等については、教育関係機関と連携し対応してまいります。</p>
8	<p>SNSを介した犯罪被害に対しては、(P26)「山形県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題等に適切に対応し、ネットモラル教育を推進とあるが、犯罪の加害者や大人の犯罪の被害に対しても、県として取り組まれているのか。</p>	<p>各学校が警察等と連携して実施している非行防止教室等を活用しながら、生徒が犯罪に関わることをないよう継続して指導してまいります。</p> <p>SNSを介した犯罪被害に対し、防犯講話や各種広報媒体を活用し、SNS利用の注意喚起等を実施しています。</p> <p>特に、SNS型投資・ロマンス詐欺については、高齢者に限らず、幅広い年齢層にも被害が及んでおり、被害も深刻であることから、被害に遭わないための環境づくりとして、「やまがた110ネットワーク」やSNS等を活用して注意喚起と犯行手口の周知を図っています。</p> <p>また、関係機関団体との連携を強化し、幅広い年齢層への広報啓発活動を行っています。</p>
9	<p>退学する生徒に対し、その後の非行を未然に防止するため、高等学校卒業程度認定試験や就職・就労等に関する情報提供を行うことは、県の有効なフォロー体制であり、取組が有効に機能することを期待したい。</p>	<p>引き続き、退学する生徒に対して必要な情報を提供してまいります。</p>

10	<p>犯罪をした者等の特性等に応じた効果的な指導の実施等に、犯罪をした者等に対しては、罪種ごとに認められる特徴や対象者の特性（性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等）とあるが、女性の犯罪加害者に特化した取り組みはあるか。</p>	<p>国（保護観察所）においては、女性の保護観察対象者に特化した支援プログラムはありません。性別によることなく、その対象となった人の生活歴や心身の状況、家庭環境などを十分考慮して処遇を進めています。</p>
11	<p>P32の図にある支援会議（ケア会議）とはどのような構成になっているか。 また、出口支援はどのようなものか。</p>	<p>検察庁では、対象者の社会復帰支援に向けた取組について、「入口支援」、「出口支援」といった用語を使っています。その意味は、山形県再犯防止推進計画の参考資料6「用語の解説」の「入口支援（いりぐちしえん）」（P58）に記載しています。 また、「出口支援」とは、刑務所や少年院などの矯正施設を出所する高齢者や障がい者が、福祉サービスにつながり、円滑に社会復帰できるようにする支援のことです。 検察庁が実施する支援の取組は「入口支援」に該当し、主な内容として、支援会議「ケア会議」を開催しています。 ケア会議には、対象者の孤立防止や社会復帰に必要と考えられる福祉サービスの提供機関に参加いただいております、対象者ごとに構成はさまざまです。</p>
12	<p>「やまがたつながり支えあいネットワーク」の一つの事業として「やまがたつながりポータルサイト」があるのか。</p>	<p>お見込みの通りです。「やまがたつながりポータルサイト」は、山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」の取組の一つとして開設しました。</p>
13	<p>「地域生活定着支援ネットワーク」と令和7年4月に設立した官民連携プラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」との連携はあるのか。</p>	<p>山形県地域生活定着支援センターを中心とした「地域生活定着支援ネットワーク」は、再犯防止のためのネットワークであり、山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」と連携した取組などはありません。 但し、山形県地域生活定着支援センターは、「やまがたつながり支えあいネットワーク」に、一般団体として参画しています。</p>
14	<p>山形県再犯防止推進協議会に市町村がオブザーバーとして参加しているが、参加していない市町村との情報共有はできているか。</p>	<p>山形県再犯防止推進協議会の参加の有無に関わらず、すべての市町村に協議会の資料を提供し、情報共有を図っています。</p>